

関西防災・減災プラン（総則・地震津波災害対策編）の主な改正点

区 分	改正経緯・改正内容等	プラン見直し素案への反映内容
<p>I 法律改正等を踏まえた修正 (H24, 25 改正等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害対策基本法 ・ 大規模災害からの復興に関する法律 ・ 南海トラフ巨大地震被害想定等 	<p>1 災害対策基本法第 86 条の 16 関係 【国等のプッシュ型支援に関する追記】</p> <p>(1) 経緯 東日本大震災での課題や教訓を踏まえた改正</p> <p>(2) 改正内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 物資等が不足する場合、状況によっては、都道府県・国が要請等を待たずに自らの判断で物資等を供給できること等を規定（プッシュ型支援） <hr/> <p>2 災害対策基本法第 49 条の 3 関係 【物資供給事業者等の協力を得るために必要な措置】</p> <p>(1) 経緯 上記 1 (1) と同様</p> <p>(2) 改正内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害応急対策又は災害復旧において、物資供給事業者等の協力を得る必要のある事態に備え、協定の締結その他円滑に物資供給の協力を得るために、必要な措置を講じる努力規定を新設 	<p>大規模広域災害発生時の国のプッシュ型支援をホレーションマップ等に追記（P17, P64）</p> <hr/> <p>大規模災害時の実効性のある物資供給をめざし、関西の行政機関や民間団体、事業者等による連携・協力組織として設立した関西災害時物資協議会<H29. 1 設立>の取組を追記（P17, 46）</p>

区 分	改正経緯・改正内容等	プラン見直し素案への反映内容
(I の続き)	<p>3 災害対策基本法第 67 条、68 条、72 条、74 条、74 条の 2 等関係【他の市町村及び都道府県等への応援対象業務拡大】</p> <p>(1) 経緯 上記 1 (1)と同様</p> <p>(2) 改正内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「(第 67 条)市町村長等は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、<u>災害応急対策</u>を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村の市町村長等に対し、応援を求めることができる。」 → 「応急措置」を「災害応急対策」に改正 ・ 緊急性の極めて高い応急措置に限定されていた応援対象業務を避難所運営支援、巡回健康相談等「災害応急対策」一般に拡大 ・ 応急対応業務に係る地方公共団体間の応援について、都道府県による調整機能(他の市町村への応援指示)を拡充、国による調整機能(他の都道府県知事への応援要求)を新設 	<p>「避難所運営支援の受入」、「巡回健康相談支援の受入」を追記 (P32, 33)</p>
	<p>4 災害対策基本法第 86 条の 8～13 関係【広域一時滞在】</p> <p>(1) 経緯 上記 1 (1)と同様</p> <p>(2) 改正内容 市町村・都道府県の区域を越える被災住民の受入(広域避難)について、都道府県・市町村の広域を超える地方公共団体間の被災住民の受入手続き、都道府県・国による調整規定を新設</p>	<p>被災市町村、受入市町村も含めたチャート表に修正 (P55)</p>

区 分	改正経緯・改正内容等	プラン見直し素案への反映内容
(I の続き)	<p>5 大規模災害からの復興に関する法律 【大規模災害からの復興の枠組の創設】</p> <p>(1) 経緯 上記 1 (1)と同様</p> <p>(2) 改正内容 ・復興対策本部の設置 ・政府の復興基本方針の策定 ・復興計画等の作成</p>	復旧・復興シナリオにおいて、国の復興基本方針を踏まえ、関西全域の復興指針を必要に応じて策定することを明記 (P74)
	<p>6 国発表の南海トラフ巨大地震にかかる被害想定</p> <p>(1) 経緯 H24.8月に国で公表された南海トラフ巨大地震の被害想定を受け、各構成府県で被害想定を実施</p> <p>(2) 改正内容 各構成府県で実施した南海トラフ巨大地震の被害想定結果にプランの被害想定を置き換え</p>	H24の国の想定を踏まえ、各府県が更新した被害想定に修正 (P8,9)
II 熊本地震・鳥取県中部地震の課題を踏まえた修正箇所	<p>1 「地方公共団体の災害時受援体制ガイドライン」との整合</p> <p>(1) 経緯 熊本地震の検証等をもとに H29.3 に内閣府が公表した「災害時受援体制ガイドライン」を踏まえ、関西防災・減災プランとの整合性を確認</p> <p>(2) 改正内容 被災自治体災害対策本部内に「応援・受援本部」等の組織を設置し、応援・受援体制を構築するとともに、役割の明確化を図る。</p>	被災自治体の災害対策本部内に「受援・応援本部」等の設置を明記 (P31) 業務の「マネジメント支援」を明記 (P26) 平時からの資源管理表の整理を明記 (P30)

区 分	改正経緯・改正内容等	プラン見直し素案への反映内容
(Ⅱの続き)	<p>2 「平成 28 年熊本地震 関西広域連合支援活動の記録」での課題等を踏まえた修正</p> <p>(1) 経緯</p> <p>H28.4月に発生した熊本地震の支援活動について取りまとめた「熊本地震への関西広域連合支援活動記録集」(H29.1月作成)において、現地に応援派遣した職員等からあげられた課題、反省等に対応するため、プランを改正</p> <p>(2) 改正内容</p>	
	<p>① 支援チーム派遣</p> <p>原則として、チーム派遣により被災地支援を行うことをプランに明記し、支援チームの構成、役割を記載</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「応援・受援シナリオ」に支援チーム派遣を追記(P40, 43) ・オペレーションマップに保健師・栄養士等専門分野アドバイザー派遣を追記(P67, 71, 73)
	<p>② 情報共有の徹底</p> <p>応援職員と被災自治体職員及び応援職員同士等の関係者間の情報共有の重要性が再認識されたことから、情報共有の徹底についてプランに明記</p>	<p>関係者ミーティング等による情報共有の徹底、各現地連絡事務所間の情報共有の徹底を現地連絡所業務として追記(P43)</p>
	<p>③ 情報通信手段 SNS、TV 会議システム</p> <p>熊本地震等の災害支援対応において、実際に活用した情報通信手段をプランに記載</p>	<p>情報通信手段として SNS、TV 会議システムを追記(P13, 40)</p>
	<p>④ 相談業務にかかるワンストップ窓口の設置</p> <p>被災者の利便性等に配慮し、ワンストップ窓口の設置を明記</p>	<p>「相談業務にかかるワンストップ窓口の設置」を追記(P45)</p>

区 分	改正経緯・改正内容等	プラン見直し素案への反映内容
(Ⅱの続き)	<p>⑤ 被災者台帳の早期整備 家屋被害認定業務の迅速化につながる被災台帳の早期整備を「災害への対応」の「被災者の支援」で追記</p>	被災者の支援に「被災者台帳の早期整備」を追記 (P45)
	<p>⑥ 被災者支援システム構築 「災害への備え」の中で、災害時の被災者支援状況等を一元的に集約できるシステム導入の推進を市町に働きかけることを明記</p>	被災者支援システム構築の推進を追記 (P24)
	<p>⑦ 避難所の民間委託又は自主運営 避難所運営への行政職員の関与の度合いが高かったという反省を踏まえ、避難所の民間委託等をプランに明記</p>	避難所の民間委託又は自主運営への働きかけを明記 (P45)
	<p>⑧ 災害対策支援調整会議の設置 災害対策本部の下に各構成団体参与（危機管理監）等からなる会議の設置を位置づけ、具体的な支援方法等の調整等を行うため、TV会議システムを活用するなどして開催</p>	広域連合災害対策本部の設置の欄に追記 (P29)
Ⅲ 検証による効果や実効性確保の枠組み	PDCA サイクルにより、プランを見直す枠組みを付加	「この計画の効果や実効性を確保できるようフォローアップを行い、PDCAサイクルにより見直しを行う。」ことを明記 (P2)
Ⅳ その他 これまでの広域連合の取組の反映等	<p>1 緊急物資円滑供給システム</p> <ul style="list-style-type: none"> 東日本大震災、熊本地震等での課題を踏まえ、民間事業者の参画のもと物資調達・確保と輸配送の両面から、大規模災害時における緊急物資供給の円滑化を目指し、関西広域連合で推奨する物資供給の仕組みである「緊急物資円滑供給システム」をプランに明記 	<ul style="list-style-type: none"> 円滑供給システムについて追記 (P17, 46, 47) 基幹的物資(0次)拠点の追記 (P17, 35, 51) オペレーションマップへの追記 (P65)

区 分	改正経緯・改正内容等	プラン見直し素案への反映内容
<p>(これまでの広域連合の取組の反映等)</p>	<p>2 南海トラフ応急対応マニュアル 南海トラフ地震初動緊急対応期の災害対応を円滑に進めるため、関西広域連合の行動マニュアルとして、H28.3に作成した本マニュアルとの整合を図る。</p>	南海トラフ地震における緊急派遣チーム(先遣隊)の事前編成を追記(P16)
	<p>3 帰宅困難者支援の取組 「防災・減災事業の展開」において、広域連合として帰宅支援のガイドラインの作成検討していることを追記</p>	これまでの取組内容を追記(P19、P60)
	<p>4 災害廃棄物の処理支援 平常時からの構成団体等関係機関の連携として、災害廃棄物処理の情報共有等の推進等を明記</p>	災害への備えとして、平時から構成団体と連携する業務として明記(P13)
	<p>5 代替輸送手段として船舶等の活用 災害時における広域輸送手段の調整として、海路・空路を活用した輸送ルートの確保を図ることを明記</p>	陸上輸送が困難な場合の代替輸送手段として、船舶等の活用の調整を明記(P39, 56)
<p>文言整理</p>	<p>1 政令市及び奈良県の連合加入 ・平成24年度政令市加入 ・平成27年度奈良県加入</p>	「構成府県」→「構成団体」
	<p>2 H25 災害基本法改正 第49条の10～13 避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針に基づき、「災害時要援護者」の文言を修正</p>	「災害時要援護者」→「要配慮者」又は「避難行動要支援者」
	<p>3 H26 年環境省「災害廃棄物対策指針」改正 環境省の「災害廃棄物対策指針」において、「がれき」の文言を「災害廃棄物」としたことを受け、修正</p>	「がれき」→「災害廃棄物」